

# 第96期 中間決算公告

福岡市中央区天神二丁目13番1号  
株式会社 福岡銀行  
取締役頭取 谷 正明

## 中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>（資産の部）</b>		<b>（負債の部）</b>	
現金預け金	274,467	預 金	6,546,044
コールローン	3,625	譲渡性預金	251,571
買入金銭債権	79,617	コールマネー	17,233
特定取引資産	9,023	債券貸借取引受入担保金	137,595
有価証券	2,007,155	特定取引負債	3,056
貸出金	5,215,425	借入金	168,731
外国為替	4,489	外国為替	170
その他資産	48,702	社 債	50,000
有形固定資産	127,516	新株予約権付社債	18,362
無形固定資産	8,153	その他負債	68,251
繰延税金資産	3,101	再評価に係る繰延税金負債	33,397
支払承諾見返	58,765	支 払 承 諾	58,765
貸倒引当金	70,285	<b>負債の部合計</b>	<b>7,353,180</b>
		<b>（純資産の部）</b>	
		資 本 金	73,218
		資本剰余金	51,411
		資本準備金	51,408
		その他資本剰余金	3
		<b>利益剰余金</b>	<b>214,240</b>
		利益準備金	46,520
		その他利益剰余金	167,719
		固定資産圧縮積立金	644
		別 途 積 立 金	144,220
		繰越利益剰余金	22,854
		<b>自 己 株 式</b>	<b>10,569</b>
		<b>株主資本合計</b>	<b>328,301</b>
		その他有価証券評価差額金	41,355
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>204</b>
		<b>土地再評価差額金</b>	<b>47,126</b>
		評価・換算差額等合計	88,277
		<b>純資産の部合計</b>	<b>416,579</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>7,769,759</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,769,759</b>

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| 動 産 | 2年～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び下記20.の貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務債務   | 発生年度に全額を処理。  |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理。 |
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 関係会社の株式総額 3,849百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 57,268百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,602百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,888百万円、延滞債権額は82,711百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,530百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,090百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,221百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,590百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 677,510百万円

担保資産に対応する債務

預金 12,931百万円

債券貸借取引受入担保金 137,595百万円

借入金 92,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券221,542百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は32百万円、保証金は1,872百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,940百万円

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金74,700百万円が含まれております。
26. 社債は、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）であります。
27. 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。
28. 1株当たりの純資産額 610円 3銭  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は30銭減少しております。
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	3,000	2,984	15

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	取 得 原 価	中間貸借対照表 計上額	評 価 差 額
株 式	47,190	125,135	77,945
債 券	1,234,123	1,222,014	12,108
国 債	653,737	644,262	9,474
地方債	72,369	71,808	560
社 債	508,016	505,943	2,073
その他	534,103	537,519	3,415
合 計	1,815,417	1,884,670	69,252

なお、上記の評価差額から繰延税金負債27,897百万円を差し引いた額41,355百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

また、当中間期において、その他有価証券で時価（市場価格又は合理的に算定された価額）のある株式のうち取得原価に比べ時価が著しく下落した銘柄について403百万円減損処理を行っております。なお、減損処理基準は以下のとおりであります。

市場価格のある株式

中間期末日の時価が取得原価の30%以上下落した銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	2,715
関連法人等株式	1,133
その他有価証券	
事業債	44,160
非上場株式	40,016
優先出資証券	25,000
投資事業有限責任組合等	6,316

31. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,013,261百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,960,947百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	27,576 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	8,699 百万円
有価証券償却	2,561 百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,626 百万円
その他	5,287 百万円
繰延税金資産小計	45,750 百万円
評価性引当額	5,279 百万円
繰延税金資産合計	40,470 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	27,897 百万円
退職給付信託設定益	8,933 百万円
固定資産圧縮積立金	533 百万円
その他	6 百万円
繰延税金負債合計	37,369 百万円
繰延税金資産の純額	3,101 百万円

33. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は416,783百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

34. 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）  
9.46%

# 中間損益計算書

〔平成18年4月 1日から  
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経 常 収 益</b>		84,931
資金運用収益	64,637	
(うち貸出金利息)	( 46,830 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 16,932 )	
役務取引等収益	16,552	
特定取引収益	1,306	
その他業務収益	1,062	
その他経常収益	1,373	
<b>経 常 費 用</b>		57,660
資金調達費用	13,233	
(うち預金利息)	( 2,627 )	
役務取引等費用	5,803	
その他業務費用	572	
営業経費用	36,567	
その他経常費用	1,483	
<b>経 常 利 益</b>		27,271
<b>特 別 利 益</b>		2,377
その他の特別利益	2,377	
<b>特 別 損 失</b>		713
固定資産処分損	252	
減損損失	461	
<b>税引前中間純利益</b>		28,935
<b>法人税、住民税及び事業税</b>		13,024
<b>法人税等調整額</b>		1,147
<b>中 間 純 利 益</b>		17,058

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 25円 11銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 23円 67銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常費用」には、株式等償却403百万円を含んでおります。

6. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金取崩益です。

## 決算後に生じた当行の状況に関する重要な事象（重要な後発事象）

1. 福岡銀行（取締役頭取 谷正明）と熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

### （1）経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

### （2）統合形態

福岡銀行と熊本ファミリー銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

### （3）持株会社の概要

商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

（英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.）

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。

本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号

（現 福岡銀行本店所在地）

設立時期 平成19年4月2日（月）

資本金 1,000億円

資本準備金 250億円

発行予定株式数 普通株式 726,224,635株

第一種優先株式 18,878,000株

第二種優先株式 40,000,000株

ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。

単元株式数 普通株式 1,000株

優先株式 1,000株

決算期 毎年3月31日

### （4）株式移転比率

福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株

熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株

熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式（民間優先株）1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株

熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式（旧公的優先株）1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

### （5）劣後特約付無担保転換社債の取扱い

福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。

## (6) 両行の概要(単体)

平成18年3月末現在

	株式会社 福岡銀行	株式会社 熊本ファミリー銀行
設立年月日	昭和20年3月	昭和4年1月
本店所在地	福岡市中央区天神二丁目13番1号	熊本市水前寺六丁目29番20号
代表者	取締役頭取 谷 正明	取締役頭取 河口 和幸
資本金	703億円	342億円
総資産	77,119億円	13,184億円
純資産	3,987億円	679億円
経常収益	1,662億円	417億円
経常利益	542億円	53億円
当期純利益	302億円	46億円
決算期	毎年3月31日	毎年3月31日
自己資本比率	9.62%(国内基準)	9.33%(国内基準)
預金残高	65,619億円	12,058億円
貸出金残高	51,149億円	10,068億円
従業員数	3,031名	1,121名
事業所数	167店舗(9出張所を含む)	77店舗(3出張所を含む)
発行済株式総数		
普通株式	686,534,240株	122,896,250株
第一種優先株式	-	19,238,000株
第二種優先株式	-	40,000,000株

2. 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。

## (1) 業務提携の概要

福岡銀行と親和銀行は協調して、事業再生業務の充実・強化を図り、またサービサーを活用した再生支援体制の共同構築及び地域再生ファンドの創設等を通して、親和銀行のお取引先企業の事業再生・早期健全化支援に取り組んでまいります。

事業再生業務の充実・強化へのサポート  
 サービサーを活用した再生支援体制構築のサポート  
 地域再生ファンドの創設サポート

## (2) 資本提携の内容

親和銀行における「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」には、同行の資本基盤の強化が不可欠であり、本業務提携による事業再生共同化の成功の蓋然性を高めるため、また地域金融機関の健全化がもたらす当行営業基盤である地域経済の安定のため、九州親和ホールディングスが実施する総額300億円の自己資本強化策に呼応して、資本提携を実施しました。

具体的には、九州親和ホールディングスが実施する普通株式の第三者割当増資70億円の全額を福岡銀行が引き受けました。

## 【九州親和ホールディングス発行の普通株式の概要】

株式の種類 普通株式  
 発行株数 48,611,000株  
 払込金額 1株につき144円  
 払込金額の総額 6,999,984,000円  
 申込/払込期日 平成18年10月30日

(参 考)

## 信託財産残高表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	268	金 銭 信 託	437
信 託 受 益 権	0		
現 金 預 け 金	168		
合 計	437	合 計	437

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 元本補てん契約のある信託については、平成18年9月30日現在取扱残高がありません。

## 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針

### (1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

福銀オフィスサービス株式会社

福銀事務サービス株式会社

福銀不動産調査株式会社

ふくおか債権回収株式会社

Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited

福岡コンピューターサービス株式会社

ふくぎん保証株式会社

なお、Fukuoka Preferred Capital Cayman Limitedは設立により、当中間連結会計期間から連結しております。

非連結の子会社及び子法人等は該当ありません。

### (2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

前田証券株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は該当ありません。

### (3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、全社親会社と同一であります。

## 中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	274,490	預 金	6,542,041
コールローン及び買入手形	3,625	譲 渡 性 預 金	241,311
買入金銭債権	79,617	コールマネー及び売渡手形	17,233
特定取引資産	9,023	債券貸借取引受入担保金	137,595
有 価 証 券	2,009,361	特 定 取 引 負 債	3,056
貸 出 金	5,215,570	借 用 金	138,481
外 国 為 替	4,489	外 国 為 替	170
そ の 他 資 産	54,613	社 債	50,000
有形固定資産	128,092	新株予約権付社債	18,362
無形固定資産	8,350	そ の 他 負 債	81,879
繰延税金資産	6,688	退職給付引当金	376
支払承諾見返	58,765	再評価に係る繰延税金負債	33,397
貸倒引当金	79,193	負 の の れ ん	73
		支 払 承 諾	58,765
		負 債 の 部 合 計	7,322,746
		（純資産の部）	
		資 本 金	73,218
		資 本 剰 余 金	51,411
		利 益 剰 余 金	217,617
		自 己 株 式	10,829
		株 主 資 本 合 計	331,418
		その他有価証券評価差額金	41,377
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	204
		土 地 再 評 価 差 額 金	47,126
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	88,299
		少 数 株 主 持 分	31,032
		純 資 産 の 部 合 計	450,750
資 産 の 部 合 計	7,773,496	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,773,496

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
  3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  4. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
  5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建 物	3年～50年
動 産	2年～20年

 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。
  6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
  8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
  9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
 破綻懸念先及び下記20.の貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。  
 上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。  
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。
  10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。  

過去勤務債務	発生年度に全額を処理。
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理。
  11. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

12. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
13. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 関係会社の株式総額（子会社の株式を除く） 2,278百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 58,317百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,602百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,309百万円、延滞債権額は82,785百万円であり  
ます。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,530百万円であり  
ます。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,090百万円であり  
ます。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,716百万円であり  
ます。  
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,590百万円であり  
ます。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 677,510百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金          | 12,931百万円  |
| 債券貸借取引受入担保金 | 137,595百万円 |
| 借入金         | 92,900百万円  |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券221,542百万円を差し入れております。  
関連法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。  
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は32百万円、保証金は1,745百万円であり  
ます。  
なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,940百万円

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金44,000百万円が含まれております。
26. 社債は、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）であります。
27. 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。
28. 1株当たりの純資産額 615円 9銭  
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は30銭減少しております。
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	3,018	2,999	19
その他	3,000	2,984	15
合 計	6,018	5,983	34

その他有価証券で時価のあるもの (単位：百万円)

	取 得 原 価	中間連結貸借対照表計上額	評 価 差 額
株 式	47,698	125,705	78,007
債 券	1,234,123	1,222,014	12,108
国 債	653,737	644,262	9,474
地方債	72,369	71,808	560
社 債	508,016	505,943	2,073
その他	534,103	537,519	3,415
合 計	1,815,925	1,885,239	69,313

なお、上記の評価差額から繰延税金負債27,922百万円を差し引いた額41,391百万円のうち少数株主持分相当額20百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額6百万円を加算した額41,377百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

また、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価（市場価格又は合理的に算定された価額）のある株式のうち取得原価に比べ時価が著しく下落した銘柄について403百万円減損処理を行っております。なお、減損処理基準は以下のとおりであります。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
関連法人等株式	2,278
その他有価証券	
事業債	44,160
非上場株式	40,204
優先出資証券	25,000
投資事業有限責任組合等	6,316

31. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,010,611百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,958,297百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は419,922百万円であります。
  - (2) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「其他資産」（又は「其他負債」）に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - (3) 「株式等評価差額金」は、「其他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
  - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「其他資産」に区分して表示しております。
  - (6) 「其他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
  - (7) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。
33. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。
34. 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。
35. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.50%

# 中間連結損益計算書 ( 平成18年 4月 1日から ) 平成18年 9月 30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		87,655
資 金 運 用 収 益	64,594	
(うち貸出金利息)	( 46,824 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 16,897 )	
役 務 取 引 等 収 益	16,408	
特 定 取 引 収 益	1,306	
そ の 他 業 務 収 益	3,879	
そ の 他 経 常 収 益	1,466	
経 常 費 用		57,796
資 金 調 達 費 用	13,117	
(うち預金利息)	( 2,626 )	
役 務 取 引 等 費 用	4,784	
そ の 他 業 務 費 用	578	
営 業 経 費	37,830	
そ の 他 経 常 費 用	1,485	
経 常 利 益		29,858
特 別 利 益		443
そ の 他 の 特 別 利 益	443	
特 別 損 失		713
固 定 資 産 処 分 損	252	
減 損 損 失	461	
税金等調整前中間純利益		29,588
法人税、住民税及び事業税		13,467
法人税等調整額		1,207
少数株主損失		223
中間純利益		17,551

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 25円 86銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 24円 37銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常費用」には、当行の株式等償却403百万円を含んでおります。
6. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金取崩益であります。

決算後に生じた企業集団の状況に関する重要な事象（重要な後発事象）

1. 福岡銀行（取締役頭取 谷正明）と熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

（1）経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

（2）統合形態

福岡銀行と熊本ファミリー銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

（3）持株会社の概要

商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

（英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.）

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。

本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号

（現 福岡銀行本店所在地）

設立時期 平成19年4月2日（月）

資本金 1,000億円

資本準備金 250億円

発行予定株式数 普通株式 726,224,635株

第一種優先株式 18,878,000株

第二種優先株式 40,000,000株

ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。

単元株式数 普通株式 1,000株

優先株式 1,000株

決算期 毎年3月31日

（4）株式移転比率

福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株

熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株

熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式（民間優先株）1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株

熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式（旧公的優先株）1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

（5）劣後特約付無担保転換社債の取扱い

福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。

## (6) 両行の概要(単体)

平成18年3月末現在

	株式会社 福岡銀行	株式会社 熊本ファミリー銀行
設立年月日	昭和20年3月	昭和4年1月
本店所在地	福岡市中央区天神二丁目13番1号	熊本市水前寺六丁目29番20号
代表者	取締役頭取 谷 正明	取締役頭取 河口 和幸
資本金	703億円	342億円
総資産	77,119億円	13,184億円
純資産	3,987億円	679億円
経常収益	1,662億円	417億円
経常利益	542億円	53億円
当期純利益	302億円	46億円
決算期	毎年3月31日	毎年3月31日
自己資本比率	9.62%(国内基準)	9.33%(国内基準)
預金残高	65,619億円	12,058億円
貸出金残高	51,149億円	10,068億円
従業員数	3,031名	1,121名
事業所数	167店舗(9出張所を含む)	77店舗(3出張所を含む)
発行済株式総数		
普通株式	686,534,240株	122,896,250株
第一種優先株式	-	19,238,000株
第二種優先株式	-	40,000,000株

2. 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。

## (1) 業務提携の概要

福岡銀行と親和銀行は協調して、事業再生業務の充実・強化を図り、またサービサーを活用した再生支援体制の共同構築及び地域再生ファンドの創設等を通して、親和銀行のお取引先企業の事業再生・早期健全化支援に取り組んでまいります。

事業再生業務の充実・強化へのサポート  
 サービサーを活用した再生支援体制構築のサポート  
 地域再生ファンドの創設サポート

## (2) 資本提携の内容

親和銀行における「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」には、同行の資本基盤の強化が不可欠であり、本業務提携による事業再生共同化の成功の蓋然性を高めるため、また地域金融機関の健全化がもたらす当行営業基盤である地域経済の安定のため、九州親和ホールディングスが実施する総額300億円の自己資本強化策に呼応して、資本提携を実施しました。

具体的には、九州親和ホールディングスが実施する普通株式の第三者割当増資70億円の全額を福岡銀行が引き受けました。

## 【九州親和ホールディングス発行の普通株式の概要】

株式の種類 普通株式  
 発行株数 48,611,000株  
 払込金額 1株につき144円  
 払込金額の総額 6,999,984,000円  
 申込/払込期日 平成18年10月30日